

広島県告示第九百七十五号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和三年十一月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団宏仁会 寺岡整形外科病院	福山市南本庄三丁目 一番五二号	令和六年一〇月三一日	更新
日本鋼管福山病院	福山市大門町津之下 一八四四番地	令和六年一〇月三一日	更新